

大阪市此花区役所足拭き玄関マット広告募集要項

本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、此花区の足拭き玄関マットを広告面として、次のとおり広告主を募集します。

1 募集内容

- (1) 募集する広告の媒体
足拭き玄関マットの広告スペース
- (2) 募集枠
2枠（1枠だけの広告掲載も可能です）
- (3) 設置場所（別図参照）
区役所正面玄関出入口（A枠・B枠）
- (4) 規格 縦 0.9m 程度×横 1.8m 程度（1枠あたり）

2 掲載期間

- (1) 令和2年4月1日～令和3年3月31日
更新は妨げません。なお、更新の場合は別表の申込締切日までに申込書を提出してください。
- (2) 希望により掲載期間を1か月単位で指定することができます。また、月の途中からの掲載も可能です。

3 広告掲載料

- (1) A枠、B枠とも1か月各 5,000 円（税込み）
- (2) 月の途中からの掲載の場合、広告掲載料は日割となり次のとおり計算します。（1円未満の端数切り上げ）
 $(\text{掲載日から掲載する月の月末までの日数} / \text{掲載する月の日数}) \times 5,000 \text{ (円)}$

4 足拭き玄関マット作成費

足拭き玄関マットにかかるデザイン料、作成にかかる経費、維持管理その他一切の経費については、申込者の負担となります。

5 その他

- (1) マット洗浄時や破損等に対応できるよう、少なくとも替え用として1枚制作しておいてください。
- (2) マット内の下部に、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。」との表示を入れてください。

6 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱第4条」及び「大阪市此花区役所広告媒体への広告掲載要領第4条、第5条」に該当するもの。

7 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人（以下、「事業者」という。）に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 「大阪市此花区役所広告媒体への広告掲載要領第4条」の各号に該当する事業者でないこと。
- (3) 大阪市税の滞納がないこと。

8 申込方法等

(1) 申込受付期間

広告掲載期間の初日となる日の20日前までに此花区役所企画総務課（企画総務）に申し込んでください。

(2) 申込方法

大阪市此花区役所足拭き玄関マット広告申込書(此花区役所ホームページよりダウンロード又は、此花区役所企画総務課（企画総務）にご請求ください)に、必要事項を記入のうえ、デザイン（案）がわかる資料(任意様式・設置希望箇所別)を添付して、此花区役所企画総務課（企画総務）へ持参してください。（提出いただいた広告原稿見本は返却しませんのでご了承ください。）

9 広告掲載の決定

「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市此花区役所広告媒体への広告掲載要領」に基づき申込内容を審査します。設置希望期間や設置場所が重複する申込みがあった場合は、先着順により広告掲載者を決定します。

10 決定通知

申込みをされた事業者には、掲載可否の決定通知書を掲載期間の初日となる日の14日前までに送付します。

11 広告掲載者の手続き

決定事業者には、納入通知書にて広告料を指定された期限までに納めていただき、足拭き玄関マットを該当場所へ設置していただきます。

実際に掲載する広告のデザインを変更される場合には、再審査の必要がありますので、紙媒体（任意様式）で大阪市此花区役所企画総務課（企画総務）に提出してください。

12 マット設置の変更及び取り下げ

設置の変更及び取り下げは書面にて受け付けします。ただし、取り下げの場合は、納付済の広告料は返還いたしません。

1.3 その他

- (1) 内容について疑義が生じた場合は、その都度当区と協議してください。
- (2) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ当区と広告掲載者が協議のうえ定めるものとします。

1.4 問合せ・申込窓口

大阪市此花区春日出北1-8-4

大阪市此花区役所企画総務課（企画総務）（3階32番）

電話 06-6466-9625

開庁日等

月曜日～木曜日・第4日曜日 9時～17時30分（第4日曜日は一部の担当のみ）

金曜日 9時～19時（17時30分～19時は一部の担当のみ）

土曜日、日曜日（第4日曜日を除く）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日（土曜日・日曜日・祝日が期間の前日、もしくは翌日にある場合はその日も含む））は閉庁。

- ・ 区役所庁舎への来庁状況
1,000人程度／1日（平均）